



平成28年11月14日

北名古屋市議会議長
沢田 哲 様

北名古屋市議会 市政クラブ

会長 永津 正和



視察・研修報告書

政務活動費により視察・研修のため出張いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

参加議員名	市政クラブ（別紙のとおり）	
日 程	平成28年 10月19日から10月20日まで 2日間	
月 日	視察・研修先	視察・研修概要
10・19	全国市議会議長会 研究フォーラム グランシップ大ホール	基調講演 二元代表制と議会の監視機能 パネルディスカッション 監視権の活用による議会改革
10・20	同上	課題討議 監視権を如何に行使すべきか

旅費合計	交通費	宿泊費	土産代	通信費	参加費
303,912 円	123,480 円	117,000 円	円	円	63,432 円

行政視察参加者名簿

市政クラブ 9名		備 考
会 長	永 津 正 和 ながつ まさかず	
幹 事 長	桂 川 将 典 かつらがわ まさのり	
政 調 会 長	牧 野 孝 治 まきの たかはる	
	長 瀬 悟 康 ながせ のりやす	
	平 野 弘 康 ひらの ひろやす	
	大 野 厚 おおの あつし	
	神 田 薫 かんだ かおる	
	山 下 隆 義 やました たかよし	
	渡 邊 幸 子 わたなべ さちこ	副議長

会派視察報告

視察日程 2016年10月19日～20日

目的 全国市議会議長会フォーラム in 静岡市への参加

視察概要ならびに成果

静岡市において第11回研究フォーラムが開催され、岡下勝彦会長（高松市議会議長）の主催者挨拶の後、大森彌・東京大学名誉教授から「二元代表制と議会の監視機能」と題する基調講演が行われました。

その後、江藤俊昭・山梨学院大学大学院研究科長・教授をコーディネーターに、斎藤誠・東京大学大学院法学政治学研究科教授、土山希美枝・龍谷大学政策学部政策学科教授、谷隆徳・日本経済新聞編集委員兼論説委員、栗田裕之・静岡市議会議長をパネリストとして「監視権の活用による議会改革」をテーマにパネルディスカッションがなされました。

翌20日には、佐々木信夫・中央大学経済学部教授をコーディネーターに、佐賀和樹・藤沢市議会前副議長、井上直樹・和歌山市議会議会運営委員会委員長、嶋崎健二・日田市議会議長を報告者として「監視権を如何に行使すべきか」をテーマとする課題討議が行われました。

100条委員会を実際に設置された藤沢市議会の経緯概略については資料が配布された。タウンニュース www.townnews.co.jp にまとめられていたので記事を引用すると、
市の依頼を受けて藤沢市土地開発公社が善行地区の土地を1億850万円で取得したことに端を発するこの問題は2009年9月の定例会で初めて取り上げられた。

報告によると、08年に善行地区の自治会連合会会长などから市民農園の土地を確保する陳情が出され、市から依頼された土地開発公社が約1億円で購入していた。だが、実際は道路に面しておらず、ほとんど価値がない活用の難しい土地であることが発覚、土地鑑定額の正当性はもちろん、不明瞭な土地取得の経緯なども問題視されてきた。

この時点では報告者の佐賀議員もまだ事実であるとは思えなかったという。

全容解明に向けて市議会史上初となる地方自治法第100条の調査特別委員会が昨年6月に設置され、19回にわたる委員会、証人喚問などが行われてきた。

同委員会が2月に一般財団法人日本不動産研究所に依頼して行った不動産鑑定評価では、08年12月時点での正常価格は「2760万円が妥当」とされた。市側鑑定のわずか4分の1という結果であり、1億円を超える価格について、同委員会では「著しく高く不当」と判断した。

こうした鑑定結果を踏まえてこの事件を振り返ると、100条委員会における調査活動がなけ

れば明るみに出ることすらなく、同様の事件が再びこの地に起こりうるものとなったかもしれない。これは2元代表制の機関対立主義が機能しなければならない、という事実を端的に物語るものである。

このような事例を紹介された今回のフォーラム。全体を通じてのテーマである「首長と議会の関係」について札幌大学福士明教授は次のように述べられている。「首長制は、共に住民の代表機関である議会と長が、相互の抑制・均衡を通じて、民意を反映した政治・行政が行われることを期待するシステムである」。まさに藤沢市の事件は、この機関対立によつて調整されなければ、市民の民意を反映することが失われかねないことを示している。基調講演を行われた大森彌教授が著書『分権改革と地方議会』にて、首長制（二元代表制）について書かれたことを読むと、議会として期待される役割りが明確になると感じられた。

首長制は、一元的な代表制に基づく國の議院内閣制とは異なった政治状況を作り出すことが想定されている。というのは、國の場合は、國会が内閣総理大臣を指名し、この内閣総理大臣が國務大臣を任命して組閣するため、實際上、國会の多数（会）派が与党となり少数（会）派は野党になるという構図が形成される。つまり、國会（の会派）と内閣の間には制度上の与野党関係が形成され、与党は内閣と協調的な関係をもち、野党は内閣に批判的な立場に立つという構図になるのである。

これに対して、首長制の場合は、自治体の長は、議会の指名に基づくものではないから、首長と議会の間には議院内閣制のような制度上の与野党関係は存在していない。むしろ共に民意の代表機関として、議会は、もともと大勢の職員を補佐機構としている公選の首長に対して、制度上、全体として、監視・批判・修正・代案提示などの機能を果たすことが期待されているということができる。

したがって、地方議会において首長に対する与党・野党という態度は、地方議会の機能的には好ましいものではない、と言える。しかしながら首長・議員は有権者による選挙により選出されるという事実があり、実際的には選挙協力・相互支援という不可別のつながりが首長と議会の間に関係があることも併せて指摘されている。予算編成権を握るのは首長であることから、このような協力関係が成立するのはやむを得ないものであると教授は語っている。しかしそこで立ち止まるのではなく、そのうえで、市民に選ばれた選良たる議員は、その良心によって活動すること、これが期待されるものであるとこのフォーラムを通じて意識することができた。

以上。（文責：桂川）